

政 令

厚生労働省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。
御名 御璽

令和三年九月十三日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第二百五十四号

厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第七條第五項及び第二十一條第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十八條の三」を「第五十八條の四」に改める。

第十九條第一項中「九人」を「十人」に改める。

第四十九條中「十一課」を「十二課」に、「生活衛生課」を「検疫所業務課」に改める。

第五十六條中第三号から第五号までを削り、第六号を第三号とし、同条第七号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

第一章第二節第三款第四目中第五十八條の三を第五十八條の四とし、第五十八條の二を第五十八條の三とし、第五十八條の次に次の一条を加える。

（検疫所業務課の所掌事務）
第五十八條の二 検疫所業務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入に際しての取締りに関する事務の調整に關すること。
二 検査港又は検査飛行場の区域内にある船舶若しくは航空機又は施設、建築物その他の場所の衛生状態の調査に關すること。
三 検査所の組織及び運営一般に關すること。

附則
この政令は、令和三年九月十四日から施行する。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 菅 義偉

省 令

○文部科学省令第四十四号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四百二十二條の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月十三日

文部科学大臣 萩生田光一

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第二十六條 [略]</p> <p>② 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあつては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う。</p> <p>③ 前項の退学は、市町村立の小学校、中学校（学校教育法第七十一條の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）若しくは義務教育学校又は公立の特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。</p> <p>一 四 [略]</p> <p>④・⑤ [略]</p>	<p>第二十六條 [略]</p> <p>② 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあつては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う。</p> <p>③ 前項の退学は、公立の小学校、中学校（学校教育法第七十一條の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）若しくは義務教育学校又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。</p> <p>一 四 [略]</p> <p>④・⑤ [略]</p>
<p>附則 この省令は、令和四年四月一日から施行する。</p> <p>○厚生労働省令第五十三号 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。</p> <p>令和三年九月十三日 厚生労働省組織規則の一部を改正する省令 厚生労働大臣 田村 憲久</p>	<p>（削る）</p> <p>（検疫所業務管理室） 第二十七條 生活衛生・食品安全企画課に、検疫所業務管理室を置く。</p> <p>2 検疫所業務管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 販売の用に供し、又は営業上使用する食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四條第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十二條第一項に規定するおもちゃ（以下「食品等」という。）の輸入に際しての取締りに関する事務の調整に關すること。</p>